

平成 2 3 年 第 1 回

京丹波町議会臨時会

会 議 録

京丹波町議会

平成23年第1回京丹波町議会臨時会

平成23年1月28日(金)

開会 午前9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告

第 4 議案第1号 京丹波町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について

第 5 議案第2号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算(第4号)

第 6 議案第3号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第3号)

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員(15名)

1番 横山 勲 君

2番 岩田 恵一 君

3番 篠塚信太郎 君

4番 梅原 好範 君

5番 森田 幸子 君

6番 村山 良夫 君

7番 山内 武夫 君

8番 東 まさ子 君

9番 野口 久之 君

10番 坂本美智代 君

11番 原田寿賀美 君

13番 北尾 潤 君

14番 小田 耕治 君

15番 山田 均 君

16番 西山 和樹 君

4 欠席議員（1名）

1 2 番 松村 篤郎 君

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（20名）

町 長	寺 尾 豊 爾 君
副 町 長	畠 中 源 一 君
教 育 長	朝 子 照 夫 君
会 計 管 理 者	岡 本 佐 登 美 君
参 事	岩 崎 弘 一 君
参 事	野 間 広 和 君
瑞 穂 支 所 長	山 森 英 二 君
和 知 支 所 長	藤 田 真 君
総 務 課 長	伴 田 邦 雄 君
監 理 課 長	山 田 洋 之 君
企 画 政 策 課 長	中 尾 達 也 君
税 務 課 長	一 谷 寛 君
住 民 課 長	下 伊 豆 か お り 君
保 健 福 祉 課 長	堂 本 光 浩 君
子 育 て 支 援 課 長	山 田 由 美 子 君
医 療 政 策 課 長	藤 田 正 則 君
産 業 振 興 課 長	久 木 寿 一 君
土 木 建 築 課 長	十 倉 隆 英 君
水 道 課 長	木 南 哲 也 君
教 育 次 長	谷 俊 明 君

6 出席事務局職員（2名）

議 会 事 務 局 長	長 澤 誠
書 記	石 田 武 史

開議 午前9時00分

○議長（西山和樹君） 皆さん、おはようございます。

本日は大変お忙しい中、定刻にご参集いただきご苦労様でございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますので、平成23年第1回京丹波町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（西山和樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により8番議員・東まさ子君、9番議員・野口久之君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（西山和樹君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。ご異議はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） ご異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日限りと決しました。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（西山和樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長から提出されています案件は、議案第1号他2件です。

提案説明のため、寺尾町長ほか関係者の出席を求めました。

1月24日、午前9時から議会運営委員会が開催され、本臨時会の運営について協議されました。

1月13日、21日には産業建設常任委員会が開催されました。

議会広報特別委員会は、議会だより第24号を発行いただきました。

12番議員・松村篤郎君から、本日の会議を欠席の旨届出がありましたので、報告をいたしておきます。

以上で諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第1号 京丹波町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定～日程第6、議案第3号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第3号)》

○議長（西山和樹君） 日程第4、議案第1号 京丹波町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についてから、日程第6、議案第3号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算(第3号)を一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 皆さんおはようございます。

本日、ここに平成23年第1回京丹波町議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、本日提案させていただきました議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第1号 京丹波町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定につきましては、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を踏まえて創設された「住民生活に光をそそぐ交付金」の一部を、地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくりに対する取り組みの強化を図る財源として積み立てるため、「京丹波町住民生活に光をそそぐ基金条例」の制定をお願いしております。

議案第2号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）では、補正前の額108億9,530万円に3億4,230万円を追加し、補正後の額を112億3,760万円とすることをお願いしております。

「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を踏まえて創設された「きめ細かな交付金」1億5,370万2千円と、「住民生活に光をそそぐ交付金」2,792万8千円、さらに、地方交付税の追加9,496万円を主な財源として、道路改良事業や町営バス運行事業特別会計繰出金等、地域の活性化ニーズに応じたきめ細かな交付金事業に2億6,267万4千円、小中学校等の図書購入や基金積立など住民生活に光をそそぐ交付金事業として3,159万2千円の追加補正を行うほか、有害鳥獣対策事業、道路新設改良事業、ダム関連対策事業に所要額の追加をお願いしております。

議案第3号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）では、補正前の額8,361万5千円に1,699万9千円を追加し、補正後の額を1億61万4

千円とすることをお願いしております。

平成23年度からの町営バス路線の拡充に向けて、きめ細かな交付金を活用して中型バス1台を購入するものであります。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議賜りまして原案にご賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（西山和樹君） 補足説明を担当課長から求めます。

伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） それでは、議案第1号 京丹波町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について、補足説明を申し上げたいと思います。

提案理由といたしましては、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野、つまり地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくりでございますが、これに対する地方の取り組みを支援するために創設をされました「住民生活に光をそそぐ交付金」の一部を、その分野に関する地域の雇用拡大につながる事業の財源として積み立てるために、京丹波町住民生活に光をそそぐ基金条例を制定するものであります。

この基金の前提となる交付金であります。本日資料をお配りしておりますので、資料のほうで少しご説明を申し上げたいと思います。

これにつきましては、平成22年10月8日に閣議決定をされました円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策、新成長戦略実現に向けたステップ2でございますが、これを踏まえまして2種類の地域活性化交付金が創設をされております。

ひとつは、資料の1ページの地域の活性化ニーズに応じて、きめ細かな事業を支援する「きめ細かな交付金」でありまして、もうひとつが次のページでございますけれども、今回の基金条例の対象となる「住民生活に光をそそぐ交付金」ということでございます。

今回のこの二つの交付金につきましては、先程提案説明にありましたけれども、本町には「きめ細かな交付金」が1億5,370万2千円。「住民生活に光をそそぐ交付金」が2,792万8千円の配分ということになっておるところでございます。

そこで、基金条例でございますが、住民生活に光をそそぐ交付金の概要の一番下の米印でございますけれども、一定の条件の下、一部を基金に積み立て、平成23年度以降の地方単独事業の財源とすることも可。ということになっておりますことから、今後の財政需要等を検討する中で、基金を設置してその一部を来年度以降の事業に充当することが適切であろうというふうに考えまして、今回基金条例の提案をさせていただいたところでございます。

なお、この一定の条件と申しますのは、交付金の目的の分野の雇用拡大につながる事業の財源とするという場合。そういうことになっております。

積み立てる金額でございますけれども、同じ資料の次のページの地域活性化交付金事業の資料をご覧いただきたいと思いますが、その下の表の7番目でございますけれども、1,800万円を予定させていただいておるところでございます。この充当予定事業につきましては、現在23年度予算案を編成中でありまして、現時点では明確にはなっておりませんが、例えば、交付金の目的とする地方消費者行政ということで、消費生活の相談事業でありますとか、弱者対策として、一人暮らしの高齢者への訪問事業であるとか、そういったことを予定しておるところでございます。

なお、条例案の附則のほうに書いておるわけでございますけれども、この基金につきましては、2年以内に取り崩すこととされておりまして、24年度末で失効するということになっておるところでございます。

以上誠に簡単でございますが、議案第1号の補足説明とさせていただきます。

続きまして、議案第2号でございますが、平成22年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）につきましてご説明を申し上げたいと思います。今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算に3億4,230万円を追加し、補正後の額を112億3,760万円とすることについてお願いをするものでございます。

今、議案第1号でも申し上げましたが、22年10月8日に閣議決定をされました「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を踏まえて創設されました「きめ細かな交付金」1億5,370万2千円。それから「住民生活に光をそそぐ交付金」2,792万8千円。さらに地方交付税の追加9,496万円を主な財源とした補正をお願いしておるところでございます。

同じ資料の中でございますけれども、3ページ目でございますが、地域活性化交付金事業の一覧表というのを付けておりますので、最初にこの交付金事業につきまして概略ご説明を申し上げたいと思います。

まず、きめ細かな交付金事業の選定であります。地域の活性化ニーズに応じたきめ細かな事業として選定をさせていただいたところでございます。その1番目でございますが、道路新設改良事業といたしまして、地域から要望のある町道舗装工事等13箇所合計2億500万円でございます。また2番目の河川維持管理事業につきましては、市森川と井脇地内の鳥居ヶ奥川の碁盤工事で2,100万円。3番目は都市公園施設管理事業であります。現在老朽化等により使用禁止としております須知水辺公園の遊具の更新を行うもので、

600万円を計上させていただいております。

なお、これらにつきましては、次のページに一覧表と更に次のページには箇所図をつけさせていただいておりますので、ご確認をいただけたらというふうに思います。

次に4番目の町営バス運行事業特別会計繰出金につきましては、23年度からの瑞穂小学校開校に伴うスクールバスの増発等、路線の拡充が必要ということでございますことから、中型バスを1台購入するものでありまして、その費用1,699万9千円をバス特別会計へ繰り出すものでございます。5番目の障害者福祉一般経費につきましては、重症心身障害者の方、人工透析でございますけれども、その通院送迎用車両の購入助成として356万5千円。これは社会福祉協議会へ助成をするというものでございます。6番目の老人福祉一般経費につきましては、リハビリ送迎用車両2台の購入でありまして、1台は保健福祉課の介護予防用として、もう1台は和知診療所の送迎用であります。大変老朽化しておりますことから更新するというものでございます。7番目の学童保育事業につきましては、丹波地区の児童送迎用車両の購入ということで、更新でございます。

次に下の表の、住民生活に光をそそぐ交付金事業であります。1番下の基金積立以外は全て知の地域づくり事業ということで、1番目から3番目につきましては、小中学校と幼稚園の図書購入でございます。4番目の図書館活動事業につきましては、中央公民館の図書購入でございます。また5番目の図書システム整備事業326万1千円につきましては、中央公民館に図書システムを整備するというものでございますが、ケーブルテレビの関係で丹波有線のほうの撤去によりまして、現在のシステムが使用できなくなるということで、新たなシステムを整備するというものでございます。インターネットを通じた本の予約等が可能になるとそういったシステムを予定しておるところでございます。6番目の公民館音響設備改修事業につきましてはでございますが、これにつきましては、和知ふれあいセンターの音響設備の改修でございますが、現在の施設につきましては平成4年に整備したもので、大変老朽化をしております。また一部故障もしておることから、国民文化祭の開催等も視野に入れまして、設備の改修を行うというものでございます。そして7番目が基金への積立事業でありまして、1,800万円を計上しておるところでございます。

以上2種類の地域活性化交付金事業に係る予算総額は2億9,426万6千円。財源につきましては、交付金の合計が1億8,163万円。一般財源が1億1,263万6千円となっております。一般財源につきましては、今回追加交付されます地方交付税9,496万円を充当をさせていただくほか、残余につきましては財政調整基金の繰り入れによりましてバランスを計ることにさせていただいております。

次に交付金事業以外の追加分についてでございますけれども、予算書のほうでご説明をさせていただきますと思います。

予算書のページをめくっていただきまして、4ページでございますけれども、第2表の地方債の補正でございますが、ひとつは合併特例事業債を1,570万円増額させていただいております。これにつきましては、道路新設改良事業で須知水辺公園線の拡幅改良分でございますが、今回の経済対策によりまして社会資本整備総合交付金事業ということで追加要望した事業に係る部分でございます。

次の過疎対策事業債の関係でございますが、120万円を減額させていただいておりますが、これにつきましては、町道小野線、それから升谷大迫線の事業費の増減に伴う減額ということでございます。

次に事項別明細書の5ページをお願いしたいと思います。歳出からでございますが、最下段の農林水産業費の原材料費でありますけれども、これにつきましては、京都府の補正予算による有害鳥獣被害対策と緊急対策ということでございまして、本町におきましては23年度事業の前倒しといたしまして、金網フェンスの材料支給を行うというものでございます。対象地につきましては、坂原、細谷、市場の各農家組合ということになっております。

次に6ページ中段の道路新設改良事業でございますが、ここには先程資料で説明を申し上げました、きめ細かな交付金事業分、2億500万円の他に社会資本整備総合交付金事業分の3,840万円というものが含まれておりまして、第2表の地方債の補正で触れました町道小野線と升谷大迫線、そして新規事業となります須知水辺公園線分がここに含まれておるということでございます。内訳といたしましては、事業費全体で小野線が800万円の減。升谷大迫線が500万円の増。須知水辺公園線の事業費につきましては4,140万円ということで計上させていただいております。

次に7ページの水資源開発対策費のダム関連対策事業におきましては、京都府施行の工事追加に伴いまして、町道235号線の改良工事負担金の増額ということで、498万4千円を計上させていただいております。

次に歳入の関係でございますが、戻っていただきまして3ページでございます。中段の農業費の分担金でございますが、これにつきましては有害鳥獣対策にかかる地元分担金でございます。30%分ということでございます。また、最下段の土木費補助金でございますが、先程申し上げました小野線、升谷大迫線、須知水辺公園線、それからダム関連対策事業に係る社会資本整備総合交付金の増額分ということでございます。

そして4ページであります。1行目の農業費補助金につきましては、有害鳥獣対策に係

る府補助金。これは補助基本額の50%分ということでございます。

次の基金繰入金につきましては、財政調整基金からの繰り入れでございますけれども、2,144万9千円繰り入れをさせていただきまして収支バランスを計らせていただいたというところでございます。資料と予算書ふたつ組み合わせたことで、非常にわかりにくいかも知れませんが、議案第2号一般会計補正予算（第4号）の補足説明とさせていただきたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） それでは、議案第3号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

今回の補正予算第3号につきましては、補正前の額8,361万5千円に1,699万9千円を追加し、補正後の額を1億61万4千円とさせていただくものでございます。

先程、町長からの提案説明なり一般会計補正予算に係ります総務課長からの補足説明でもございましたように、地域活性化交付金「きめ細かな交付金」を活用しまして、瑞穂地区の小学校統合に係りますスクールバスの運行や既存路線の拡充等、町営バス運行事業に必要となりますバス車両の購入を主なものとして予算補正をお願いするものでございます。

先に歳出の補正額についてご説明させていただきます。事項別明細書4ページ。1番最後のページになりますが、1款事業費、1目運行事業費、運行一般事業で、18節備品購入費に中型バス1台の1,677万3千円を計上しております。また、12節役務費、及び27節公課費につきましては、バス購入に伴い必要となります諸経費を計上しているものでございます。

次に歳入の補正額についてでございますが、1ページ戻っていただきまして、明細書3ページのほうに記載をしております。バス運行事業に必要となります補正額を補うための財源としまして、3款繰入金、1目他会計繰入金で一般会計から必要額を繰り入れるものでございます。

町営バス運行事業におけます現在の保有台数は、15台でございます。内訳は中型バスが10台、小型バスが3台、ワゴン車2台となっております。運行路線数は、11路線で12台のバスとワゴン車2台で運行をしているところでございます。残りの1台につきましては、予備車ということで、必要に応じ運転をしているものでございます。

本年4月からは12路線、13台のバスとワゴン車2台で運行する予定としておりまして、今回の補正予算によりまして新たに1台のバスを購入することで予備車を含めまして合計バス14台、ワゴン車2台ということで町営バスの運行を行っていきたいというふうに考えて

おります。

以上、説明とさせていただきます。ご審議いただき、ご議決賜りますようによろしく願います。

○議長（西山和樹君） 以上説明のとおりであります。

これより議案第1号 京丹波町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定についての質疑を行います。

15番、山田君。

○15番（山田 均君） 担当課にお尋ねをしたいと思うんですけども、今回提案になっております基金条例は、いわゆる交付金に基づく基金条例ということになっておるんですが、先程説明もありましたように、概要の中ではそれぞれ新たな交付金を創設して、住民生活に光をそそぐということで、それに対する取り組みを支援するということに対して交付金ということになっておるんですが、今回提案になっております条例では、取り組みの強化を図るということで、具体的に強化という言葉が変わっておるわけでございますけれども、強化ということは、足りないところを強くするということになっておるようなので、今若干説明もあった訳ですけども、消費者の相談員とか、一人暮らしの訪問とかいうようなことで雇用拡大を目的とするということになっておるんですが、どうしても今説明のあったような職種といいますか、仕事はある程度専門的な方になるんじゃないかと思うんですけども、雇用を拡大すると、勿論そういう専門的な方もありますが、一般的な住民の方の雇用という面は、こういう交付金を使った取り組みの中で検討はされていないのかどうかお尋ねをしておきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） 伴田総務課長。

○総務課長（伴田邦雄君） 特に一般の方といいますか、有資格者とその辺を区別してというところは考えておらないわけでございますが、要するに、そうした光をそそぐという基金の目的にあった形で、例えばNPOでありますとか、そうした支援をやっていくことによって、そこで雇用が生まれていくんだとそういう考え方でおります。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） 雇用拡大と非常に大事なんで、仕事おこしも含めてもう少し幅広く考えていく必要もあるんじゃないかと。以前でしたら農業や林業の作業を森林組合を通じてとかそういう形で採用したという経過もあるんですが、雇用を拡大するという点では、広く考えていくということが大事ではないかと。今回基金ということでございますので、そういう視点も大事やないかと思うんですけども、その辺は今京丹波の中でどういうところに考え

ていくかというのを、やはりいろんな部署それぞれ職員おるわけですから、そういう知恵も働かせて、雇用の拡大につながるという考え方が大事だと思うんですけども、その辺はただ単なるひとつの部署ということではなしに、幅広く職員の知恵も集めるということも大事だと思うんですが、その辺はどのように考えておられるのか。その点町長にお尋ねしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えいたします。ここに附則で25年3月31日までにこの基金を取り崩して今申し上げています雇用対策、その前が総合経済対策の中の住民生活に光をそそぐ交付金ですので、議員さんに誠に申し訳ないですが、これから具体的に組みんでいくということで、ご理解いただけたら嬉しく思います。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田均君） 今町長、これからと、当然そうだと思うんですけども、その組みんでいくひとつの例として、消費者の相談員とか一人暮らしの訪問とかあげられたと思うんですけども、そこに限定せずに、いろいろ職員の知恵も活かして今雇用を生み出すためにどういう仕事ができるのかと、どういう事があるのかといういろんな部署部署もあるわけですので、職員の知恵もお互い出し合って、活用を図るというような取り組みをすべきだという点を申し上げておきたいと思うので、再度町長の見解を伺っておきます。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） お答えします。今おっしゃっていただいたような趣旨で検討しようともともとっております。広く雇用創出すべく、消費者行政、あるいはDV対策、自殺予防、結果として弱者対策になったらよいなというふうに考えております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 6番、村山君。

○6番（村山良夫君） 1点だけお聞きしておきます。基金条例の第4条の2のところに、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。こういう項目があるんですけども、実際的にはどのような運用を考えておられるのですか。

○議長（西山和樹君） 岡本会計管理者。

○会計管理者（岡本佐登美君） 基金の運用に関しましては、現在のところ定期預金におきまして管理をいたす予定をしております。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 6番、村山君。

○6番（村山良夫君） それならよろしいんですけども、この運用できる期間というのが25年3月31日までという2年程の期間ですので、その間に有利な有価証券で運用というのは

実質的には不可能に近いことだと思うんです。にも関わらず、なぜこういう項目をいれられるのか若干疑問に思います。もうちょっと現実的な条例を作っていただくように配慮していただきたいと、このように思います。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終結します。

これより議案第1号を採決いたします。

議案第1号 京丹波町住民生活に光をそそぐ基金条例の制定について、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（ 全員 挙手 ）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって議案第1号は原案のとおり可決されました。

《日程第5 議案第2号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）》

○議長（西山和樹君） 次に議案第2号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）についての質疑を行います。

15番、山田君。

○15番（山田 均君） 今回交付金を受けての補正ということになっておるわけなんです、ひとつは、町長にお尋ねしておきたいと思うんですが、この間、交付金を受けての事業というのは何回か予算化されてきておるんですが、今回もですけれども、どうしても道路改良等が中心になっておると。今回も13路線ということなんです、勿論必要な箇所や住民要望に基づいてということで、それを否定するものではありません。当然必要なものはやるということなんです、合わせてそのことをやる時には当然担当課があるわけですし、非常にそういう面がいいですと、土木関係に集中してきておると。実際職員の健康管理とか仕事の進捗状況とか、本当にろくに毎日5時に終わって帰ったことがないという話もあるわけですし、その辺は本当にこれでいいのかなという面があると思うんですが。特に人事異動なんかによってそういう事業課においては、専門的にやってきた職員が変わるということで、非常にそういう技術的な職員が部署部署に少なくなってきておるといっても非常に大きな要

因もあるようではございますけれども、そういう面を考えて人事配置や、専門職の雇用なんかも含めて要請や確保というのにも必要になってきておるのではないかとおもうんですが、その辺の人事配置や仕事が集まるというあたりについては、どのように考えておられるのかという点1点お尋ねしておきたい。

それから、今回須知の水辺公園の遊具の改修というのがあがっておるんですが、当然非常に傷んでおりますので、撤去やそれに変わるものというのは必要かとおもうんですが、具体的に撤去の費用やとか、遊具そのものを全てどういうものに変えるということをもう少し、担当課かも知れませんが、明らかにして欲しいと。実際行って見ますと、例えば障害者用トイレがあるんですが、そこは使用禁止になってます。それから水辺公園ですんで、その周辺のパネルみたいなものが張ってありますが、それが浮き上がっておるとか、外灯がつぶれておるとか、それから、見ますと非常に鹿の糞とかししの糞もあるわけです。それから、水辺公園という趣旨からいって実際の流れとる川はもう草が生えて水も流れていないというような状況の公園なんですけれども、本当にそのへんで必要最小限の遊具が必要かとおもうんですが、どういように考えて500万円の遊具をやろうということなのか。今度水辺公園線が改修されますと、一定交通量も増えると、実際行って見ますと、車の置く場所がないと。聞きますと、マーケスに置いて歩いていかはるんやということなんですけれども、利用度がどれぐらいあるんやなど地元の人に聞きますと、私には分かりませんということも聞くわけなんですけれども、実際マーケスの入り口には小さい子ども用の遊具もあって、そこは非常に利用もあるようではございますけれども、その辺をどのように考えて今回一定の指摘もあったんで、当然そういう撤去というのは必要かとおもうんですが、それに変わってどうゆう具合に水辺公園を本来の水辺公園という趣旨に基づいて改修をするということなのかどうか、合わせて伺っておきたいと思っております。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 職員の健康管理等に関わってのご質問でした。人事配置については、本当に真剣、私自身悩んでおります。技術者がややもすると少ないなという思いでおりますので、このことについて府との人事交流等についても技術者を派遣してほしいとかいう要望もしているわけなんですけれども、十分留意して職員の健康管理を含む今回の対策について、なるべく良い方向でそういうことも活用できたらよいなと思っております。

それと、須知の水辺公園ですけれども、設立趣旨にややもすると沿ったような管理が出来ていない事実があると思っております。しかし、私が見ているのに、かなり京丹波町の自然に溶け込んでいるなという思いも傍らしております。管理するという点については、予算があるも

ので後付けになっている面が指摘のとおりだと思います。自然にだいが馴染んできたなどという意味は桜なんかも結構大きくなってきたし、それなりに人間がつくったものについては朽ちていきますので、指摘されるような面があるかと思うんですが、人間が一気にああいうものをつくった後、自然に戻りつつあるというような意味合いでは私はあってよかったなと思っています。駐車場がないわけですが、最初から丹波マーケスの東駐車場というてんですが、裏側になります。あの駐車場を使ってもらったらよいという前提で公園は設置された。そういう予定であったと思います。そういうことで要望がある中から少しずつ子どもさんのための遊具なんかを新たに改修していくという趣旨であります。

その他、道路工事等について、町の中心からやっているんじゃないかというような見方をされているかもわかりませんが、本当に公平に取り扱いをしていますので、ご理解いただけたら嬉しく思います。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田均君） 具体的にデンマーク風の遊具があるんですが、どういうものに変えようと、更新しようとされておるのか。500万円という予算があがってますので、内容についてお尋ねしておきたいと思うんですが。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 遊具につきましては、修繕可能な遊具につきましては、9月補正によりまして修繕費をお認めいただいておりますので、直している部分もございます。ただ、今使用をやめております公園の中心部にありますキャッスルという遊具があるんですが、その遊具につきましては、利用頻度が高いということもあり、また材質が合板でできておりますので、なかなか修理ということになりませんので、それについて更新のほうを考えております。今の形のものとは変わるんですが、キャッスルという遊具は滑り台と押し戸みたいに囲いがあってかくれんぼをしたり、階段を上がって滑り台を滑るという幼児向けにできておりますので、そういう趣旨をそのまま継続するという形で遊具のほうを考えております。以上です。

○議長（西山和樹君） 3番、篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 9ページの公民館音響設備改修事業ですが、これは和知ふれあいセンターの音響設備を改修することでありますが、和知ふれあいセンターが社会教育法に基づく公民館として位置づけがされているのかどうかお聞きしておきます。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷俊明君） 公民館法に基づく施設ということで位置づけをさせていただいて

おります。

○議長（西山和樹君） 3番、篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 公民館としての運営が、本当に公民館の位置づけとして運営されているのか確認をしておきます。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 基本的には住民の利用に供給するというので、公民館としての活用をさせていただいておるところでございます。

○議長（西山和樹君） 3番、篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） あそこに商工会の事務局があるのは、どういう関係で貸し出しをされているのかお聞きをいたしておきます。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 経過的なことを申し上げますと、合併以前は和知町の教育委員会が事務所をかまえておったという経過がございます。ただ、合併以後、中央公民館のほうに事務所は移動し、今は和知支所ということになっておるんですが、そういった部分での管理も含めてお世話になっておったという経過を引き継いでおるところでございます。

○議長（西山和樹君） 3番、篠塚君。

○3番（篠塚信太郎君） 先程の答弁で、公民館として位置づけしています。運営もしています。ということでしたが、今の答弁ではできていないということなんで、答弁が不足ではないかというように思いますんで、もう少しわかりやすく明解にお答え願いたいと思います。

○議長（西山和樹君） 谷教育次長。

○教育次長（谷 俊明君） 認識不足で申し訳ございません。公民館としての利用には供しとるわけでございますが、一部そういった形で商工会にお貸しをしている施設の部屋があるということで、ご理解を賜りたいと思います。

また、経過も含めまして、十分再度調査をいたしまして、今後のありようについては検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） 遊具にこだわって申し訳ないんですけど、もうひとつ明確な答弁がなかったんで、設計測量監理業務委託料が100万円あがっておるんですね。今の課長の答弁では中心になるやつの更新やということなんですけども、更新やったらなんでそんな設計業務がいるんだと。私自身は全体を見直してやるんかなと、実際子どもが乗るような動くトロッコのようなものがあるんですが、あれもいがんでおるんやないかと思うんですけども、

今の答弁では中心になつとる周辺に水が溜まるとるやつやないかと思うんですけども。特にデンマークとの関係でそういう公園にしたということで、非常に遊具そのものもデンマークから輸入したということで、高価なもんなんですね。あえて引き続いて京丹波町としてそういうデンマーク公園風の外国から輸入した遊具、同じものを更新していくということであれば、今後とも遊具がいたんだら補強すると、こういうことになるんですけども、そういう考え方なのかどうか。本当にそれはそれで当時はよかったと思うんですけども、今はどうなのかという形で全体の公園管理という面からも、もう少しはっきり方向をもってやるべきやないかと。指摘したように身障者のトイレは使わないということなのか、外灯も傷んでおりますが、そういうものも保守はしないということなのか。先程の町長の答弁からいっても馴染んできたという答弁もあったんですけども、公園全体をどうするんやということを明確にさせていただきたいなど。当然修繕や保守という必要なもんはせんなんわけですけども、どうすんねやという上においてやっていかんと、その場その場のことをやっておれば非常に、委託料100万円も払ってやるということが、いいのかどうかということになりますので、改めて伺っておきたいというのが1点でございます。

それから町長にお尋ねしておきたいんですが、地域活性化交付金、この間何回かあったし、今後もどうなるかという問題があるんですけども、大きな趣旨としては、地域の活性化交付金ということになっておるんで、そういう交付金をどういうように使うということからすると、今、京丹波町にとって何が必要なかと、仕事おこしの問題や、そういうことを日ごろそれぞれの部署ではっきり持っておらなければ、一般の予算を使ってやるべきことを先取りしてやるという形にしかならないじゃないかというように思うんですね。だから、通常できないものをやるとか、補助対象になかなかならないものをやるとかいうことも、ひとつの交付金の活用の仕方にもなるわけなんです。例えば、公共施設なんか非常に屋根が雨漏りがするとか、なかなか補助の対象にならないからできないとか、合併に伴う施設の解体という問題もいろいろあるわけなんです、そういうものをどういう具合に交付金を使ってやるかというのもひとつの知恵かも知れませんし、また、全国的にやられておるような交付金を使って小中学校の教室にクーラーをつけるとか、それによって仕事もあるわけでございますし、住宅改修助成制度も4月からやろうということで、非常に喜んでおるわけでございますけれども、例えば、そういうのをひとつの経済対策として上限10万円を15万円にするとか、いろんな知恵をいかして京丹波全体に活性化を、活力を生むと。仕事おこしにつながるというそういうような考え方をぜひやっていくべきじゃないかと思うので、改めて町長にその辺の見解や考え方を伺っておきたいというように思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） まず1点目の水辺公園についての考え方ですが、100%デンマークスタイルをしてるということも非常にまだまだ無駄な部分があると思うんで、良いところは残すとしても、こだわらないという基本的思いであります。デンマーク風の水辺公園を維持するということになると、非常に高くつきますので、今ありのままの気持ち述べさせてもらったとおり、京丹波町の景色に溶け込んでくれることをまず基本的に望んでおります。水辺公園という公園をそうした考えで管理していきたいなという思いであります。

地域活性化させるためのいろんな交付措置を受けておりますので、いろんな委員会に出席させてもらって、このことでいろんな交付金をきちっと等しく京丹波町内に生かせるように、活性化するように使っていけというようなアドバイスをいただきました。そのことを担当課にできるだけ業者さんに偏ったり、いろんな業種に偏ることのないように使っていくように指示しているところなんですけど、今具体的に言っていたような公共施設の屋根を直したりしたらどうやという事についても、これから検討していきたいと思っておりますので、そのようにご理解いただけたら嬉しく思います。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 9月補正によりまして、修繕費お認めいただいた分については、トイレと照明施設と使用可能な遊具。私たちが点検して直せると判断したものについて、全部で遊具が17あるわけなんですけど、そのうちの5つについては現在修繕工事を業者のほうに請け負っていただいて、業者のほうで決定している状況でございます。

あと、中心の遊具につきましては、骨組み自体は防腐処理が加圧注入されてまして、骨組み自体はもっているんですけど、子どもたちが触る部分については、合板がはがれていたり、腐ったりしている部分もございまして、ステンレスの部分とかは持ちますので、それで骨組みを変えずに遊具を更新するという事で、遊具等の専門業者に点検も兼ねて設計のほうをお世話になりたいということで、測量設計費を計上させていただいております。

以上です。

○議長（西山和樹君） 5番、森田君。

○5番（森田幸子君） 今の遊具のことなんですけども、前のときにも質問させていただいたんですけど、今、山田議員さんも言われましたように、鳥獣害の糞のことはどうなっていますか。あのままでは、いくら遊具を良くしていただいても不衛生で、子どもがなかなか自由に遊びまわれるような雰囲気ではありません。糞がいっぱいあってそこらへんのことも前に課長が分かりましたと言っていたんですけど、どうでしょうか。

○議長（西山和樹君） 十倉土木建築課長。

○土木建築課長（十倉隆英君） 確かに現場を確認しに行きましたら、鹿の足跡なり糞があります。ただ、今の段階で鳥獣害の防止の柵の設置をすることまでは現在の計画では考えておりません。もう少し時間をいただきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第2号を採決いたします。

議案第2号 平成22年度京丹波町一般会計補正予算（第4号）、原案のとおり決することと賛成の方は挙手を願います。

（ 挙手 全員 ）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって議案第2号は原案のとおり可決されました。

《日程第6 議案第3号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）》

○議長（西山和樹君） 次に議案第3号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）の質疑を行います。

6番、村山君。

○6番（村山良夫君） 二つほど考え方をお聞きしたいんですが、今回バスを買われるということに介しての問題はやむを得んと思うんですけども、これで3度目の補正が組まれて、約2,200万円ほどですか、変わってるわけですね。当初予算との比率が29%ほどになるんです。これはどんな事情があったにせよ、例えば、先程おっしゃっていたように瑞穂地区の小学校の統合によるバス路線、バスが必要だということですけども、これは既に22年度の予算をたてるときに分かっていることだと思うんですが、なぜ、こういう補正を組むような形で補充をされていくのか、非常に疑問に思うんです。先程条例のことでお聞きしましたとおり、2年ほどの運用の期間で高利な有利な運用をするというようなことは、現実不可能なんですけども、そういう項目を入れてみたり、30%近い分かっていることの予算の補正

予算を組まんならんという姿勢は、非常に問題があるんじゃないかと。特に23年度の予算をこれから検討される中で、5カ年計画の基本にも書いてあるように、ゼロベースで基本的に見直すと、そういう予算編成をするというようになっているにも関わらず、こういうことができる姿勢に非常に疑問を感じてます。その辺のことをどのようにお考えなのか。また、こういうことがないほうが良いと思われて、23年度の予算に活かしていただけるのか。その辺のことをお聞きしたいのが1点です。

それから、もう1点は、下水道の料金のところで受益と負担の公平性とこういうことをおっしゃってます。また、公会計制度の導入で費用対効果の問題も財政運営上重要だということと言われています。その中で、事業収入が予算ベースで3,300万円ほどありまして、うち2,500万円ほどはスクールバス事業ですから、差し引きしますと900万円ほどが利用者からの収入になるわけです。補正を組みますと、約1億円。その中から今申し上げましたスクールバスの分2,500万円引いても7,500万円に対して900万円ぐらいの収益ということになりますと、本当にこれが利益の負担が公平になっているのか、その辺も本当に検討せないかんことになってくると思うんです。このことは、バス事業だけじゃなしに、国保、介護保険、この事業もみなそうになっているんです。だから、受益と負担の公平性ということだけで、今後やっていかれるとなりますと、大変な問題が起きると思うんですけれども、その辺のことを非常に危惧いたします。

それと、もう1点、その辺のことを考えまして、昨日、日本の総理大臣は悠長なことをおっしゃってましたけども、日本の国債の格付けが1ランク下がりました、財政的に問題だといわれていたスペインよりもひとつ下になりました。これは、日本の国債がなかなか買ってもらえない。買ってもらえないということは、金利が上がっていく。金利が上がっていくということは、借金をしているところは金利負担が増える。そういうことでいきますと、日本の国もさることながら、京丹波町の借金というのも非常に大きい。そういうことを考えますと、今後金利の問題等も非常に厳しい状態にあると思うんです。そんな中で、先程申し上げましたように、過去のをそのままやるような予算編成をやっていたら大変なことになると思うし、今そのことに気がつかなければならないと、こう思うんですが、その辺のことをどう考えておられるのか町長さんにお聞きをしたいとこのように思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 22年度バス事業についての補正を大きく組みしてもらっていること、必ずしも良いことだとは思っておりません。22年度当初にあがっていたほうが良かったと思っておりますので、こういうことがないようにこれから努力していきたいと、まず考

えております。

受益者負担の考え方ですが、それぞれの事業会計で特質がありますので、一律に受益者負担ということについて、なかなかひとつ答弁することは難しいと思いますが、原則は受益者負担だろうというふうに考えていることは事実でございます。以上でございます。

○議長（西山和樹君） 6番、村山君。

○6番（村山良夫君） 今、直接的なことは答えていただきましたけども、23年度の予算を編成していただくにつきまして、先程言っていただいたことをひとつ十分に入れていただきたい。このように思います。特に、再度申し上げておきますけども、今はフォローの風が財政運営上は吹いてます。しかし、先程申しあげましたように、日本の国債の格付けが下がったようなことで、また、一部で言われてますように、税収入以上の国債を発行しているような財政というのは、最大続いても2、3年しか続かないだろうと言われてるわけですね。そういうことを考えますと、将来的には地方交付税とかそういうものが順番に減っていくことは必至だと思うんです。逆に言えばこれからはフォローじゃなしに、アゲインスのかなり強い風が吹いてくると思いますので、早い目に対応しておくことが大事で、企業の運営というのは、事が起きてからやっていたんでは間に合わんと思うんです。やっぱり兆候がでたときに手を打つことが非常に大事だと思います。そういう意味では23年度の予算ではそういうことが思われるような予算をぜひ組んでいただきたい。このようなことをお願いいたします。その辺について、どうお考えなのかお聞きをしたいと思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） 具体的に申しますと、今回中型バス1台買うということが22年度予算を立てるときにきちっと私が気づいて、係りの者に予算立てとかなんかのやないかと、指摘できたらすばらしい町長だろうなというふうに思っております。そのことを残念に思っておりますし、申し訳なく思っております。23年度予算について、これからいちいち目を通していくんで、今、村山議員が言うてくれはったような趣旨にのっとり、チェックしてまいりたいと、そんなことをお答えしておきたいと思います。国、地方公共団体とも多額の借金をかかえているわけですが、この解決にも健全化という言葉を使っているわけですが、このことにも努力してまいりたいと思うであることをお答えしておきたいと思います。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） ちょっと1点お尋ねしておきます。今もでておりましたけど、今回交付金を使って購入ということになつとるんですけども、バスの運行については、懇話会なんかも開催をされるという予定になっておりますし、その中で京丹波全体の交通体系を一定

整理をされていくというように思うんですけども、本来ならそういうものを一定方向が定まって、そしてバスの購入なりバスの台数をどうするかということも合わせて考えるというのが通常の流れだと思うんです。今回、統合によるバスが必要だということで、あがっておるわけでございますけども、しかし、これも聞きますと、4月からは運行がまだできないと、中の改装も必要やとこういうことになっておるんですけども、本来基本的な考え方がどうであったのかと。たまたま交付金がきたので、それで買おうということになったのではないかなと思うんですけども、今もご指摘がありましたけども、本来ならやはり統合を進めておるわけですので、それに基づく待機をどうするかという問題、バスの懇話会についても、本来ならもっと早く開催をして、そして4月からにのせていくというのは本来の流れだったと思うんですけども、そういう面では、いくら業務が多忙だということがあったとしても、責任を持っておるわけですから、それに基づいてしっかり進めていくというのが基本だと思うので、その辺について考え方をもう一度伺っておきたいなというように思います。

○議長（西山和樹君） 寺尾町長。

○町長（寺尾豊爾君） ちょっと私の考えは皆さんご存知やと思いますので、担当課から答弁させます。

○議長（西山和樹君） 中尾企画政策課長。

○企画政策課長（中尾達也君） 今回のバス購入につきましては、提案の際の説明にも申し上げましたように、瑞穂地区の統合小学校にかかるスクールバスの運行でありますとか、既存路線の拡充に必要なために購入をするというものでございまして、先程も説明しましたように、今回の補正によりまして、車両の購入をするわけですが、導入までには若干の時間がかかりまして、4月には間に合わないというようなことになってまいります。現行の保有しております車両で、予備車なしにいっぱいいっぱいのところから4月からは当面運行をしていく必要があるかというふうに考えているところでございます。

また、交通懇話会につきましてはですけども、事務局の準備不足がございまして、関係の各位には大変ご迷惑をお掛けしているところでございます。2月1日に第1回目の懇話会をようやく開催する運びとなっておりますので、この懇話会の中で、今後の町内のバス運行を始めとした住民へのサービスというものを十分検討をいただいきたいというふうに考えております。そういったことで、本来は懇話会での協議結果に基づいた計画というものが当然ではあるわけですが、4月からの統合等のスクールバス運行とか、そういったものもでございます関係上、どうしても時期を早めまして体制を整備する必要がありますので、今回のバス購入にいたったということでございます。

○議長（西山和樹君） 15番、山田君。

○15番（山田 均君） 必要なものは当然購入せんなんと思うんですけども、本来なら交付金がなければ補正予算の3号もないわけですから、当然今の答弁からいうと必要であったとすれば、最低9月補正でも予算計上して購入ということであれば、今の答弁はそのとおりだと思うんですけども、既定の方針というのはどうであったのか。予備車でまわそうという考え方であったのか。たまたま交付金でやろうということになったのかわかりませんが、その辺はぶれることなく、やっていただかんと、その場その場でやっておるといふことに映りますので、そういうことじゃなしにしっかり一定の方向を決めてやっていくということにならなければ、せつかく懇話会なんかもやられて、そこで路線の問題も含めてやられる訳ですんで、新たな路線のことも当然でてくるかと思いますが、それに伴って必要なバスの補充ということにならなければ、また更新やとか、また違うバスやとかいうことにならないようにしていただかんとあかんと思うので、その点だけを強く申し上げておきたいと思えます。

○議長（西山和樹君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（西山和樹君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

議案第3号 平成22年度京丹波町町営バス運行事業特別会計補正予算（第3号）、原案のとおり決することに賛成の方は挙手を願います。

（ 挙手 全員 ）

○議長（西山和樹君） 挙手全員であります。

よって議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（西山和樹君） 以上で、本日の議事日程並びに本臨時会に付議された事件はすべて終了いたしました。

よって、本日の会議を閉じ、平成23年第1回京丹波町議会臨時会は、これをもって閉会いたします。

ご苦労様でした。

午前10時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、署名する。

京丹波町議会 議長 西山 和樹

〃 署名議員 東 まさ子

〃 署名議員 野口 久之